

平成27年11月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

警察本部

## トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。



平成27年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 会計課	1 2~3
	2 歳入歳出事項別明細書		4~5
	3 債務負担行為に関する調書		6~7
	4 繰越明許費に関する調書		8

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第10号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について	生活安全企画課	9~13
議案第11号	鳥取県警察手数料条例の一部改正について	生活安全企画課	14~17

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(3) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正について(平成27年10月28日専決)	生活環境課	18~19
	(4) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正について(平成27年10月28日専決)	警備第二課	20~21
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年11月4日専決)	監察課	22
	(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年11月4日専決)	監察課	23
	(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年11月4日専決)	監察課	24
	(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成27年11月5日専決)	監察課	25
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	会計課	26

議案説明資料総括表

警察本部 (単位: 千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	17,168,758	27,383	17,196,141		20,000		7,383	
合計	17,168,758	27,383	17,196,141		(14,000) 20,000		7,383	県費負担 21,383

説明

- 警察職員費 4,289千円  
(駐在所等に勤務する警察官及び警察官の事務を補助する警察官の家族に支給する報償費)
- 警察財産管理費 23,094千円  
(経年劣化により冷温水発生機の交換が必要となった境港警察署空調設備の改修に要する経費)

(注) 起債欄の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。

総負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

会計課 (内線: 8502)

2目 警察本部費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察職員費	410,680	4,289	414,969				4,289	
トータルコスト	566,757	4,289	571,046	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	20.1人	0.0人	20.1人	駐在所等において警察官の事務を補助する家族等への報償費				

事業内容の説明

1 事業概要

駐在所又は交番(以下「駐在所等」という。)に居住して勤務する警察官及び警察官の事務を補助した警察官の家族(以下「協力者」という。)に対して支給する駐在所等報償費について、平成28年3月末までに必要と見込まれる経費

2 事業内容等

駐在所勤務は、家族とともに駐在所施設に居住することにより地域社会に溶け込み、地域の実情を踏まえた適切な警察活動を行うことが求められることから、警察本部では人事異動に配慮しており、近年は、協力者を伴って駐在所へ赴任する警察官が増加しているところ、平成27年度の協力者の人数が当初に見込んだ人数を上回るため、駐在所等報償費を補正する。

3 駐在所等報償費の種類

(1) 家族協力費

月額71,000円

警察官が駐在所等に勤務及び居住し、かつ、協力者が駐在所等に居住し、願い出の受理、電話の接受、屋舎の管理等の事務を補助する場合に支給する。

(2) 公衆接遇費

月額3,000円

地区協力費、会合参加費、駐在所等を訪れる来訪者に提供する菓子類等の購入代等として支給する。

4 協力者の割合

H23実績	H24実績	H25実績	H26実績	H27予算	H27実績
58.3%	69.3%	71.4%	74.7%	74.7%	77.8%

※各年度の実績は、9月現在の数値

5 駐在所等報償費の状況

区分	予算額	決算見込	補正額
家族協力費	57,936千円	62,267千円	4,331千円
公衆接遇費	3,276千円	3,234千円	△42千円
計	61,212千円	65,501千円	4,289千円

平成27年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

3目 警察施設費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察財産管理費	222,207	23,094	245,301		(14,000) 20,000		3,094	県費負担 17,094
トータルコスト	265,691	23,094	288,785	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	5.6人	0.0人	5.6人	境港警察署の空調改修に要する経費				

事業内容の説明

1 事業概要

境港警察署の空調設備は、昭和62年に設置したものであるが、設置後28年が経過し、経年劣化及び腐食による真空漏れが生じており不具合が発生している。

平成27年8月から正常に稼働しない状況が続いており、住民サービス環境の改善を図るとともに、業務に支障を生じさせないため、平成28年夏季から使用できるよう、冷温水発生機を交換し空調設備の改修を行う。

2 実施計画

区分	実施時期
設計委託発注	平成27年11月
実施設計	平成27年12月～平成28年2月
工事発注	平成28年2月
改修工事	平成28年3月～6月
運用開始	平成28年7月

3 補正額

工事費 23,094千円

(注) 起債欄の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。

総負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成27年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

（単位：千円）

款 項 目	9 款 警察費									
				うち警察本部						
	節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1 項 警察管理費		
補正前								補正額	補正後	
1 報 酬	175,456		175,456	175,456		175,456	148,695		148,695	
2 給 料	5,333,394		5,333,394	5,333,394		5,333,394	5,333,394		5,333,394	
3 職員手当等	4,892,541		4,892,541	4,892,541		4,892,541	4,892,541		4,892,541	
4 共 済 費	1,911,053		1,911,053	1,911,053		1,911,053	1,906,781		1,906,781	
5 災 害 補 償 費	10,923		10,923	10,923		10,923	10,923		10,923	
6 恩給及び退職年金	29,305		29,305	29,305		29,305	29,305		29,305	
7 賞 金										
8 報 償 費	78,869	4,289	83,158	78,869	4,289	83,158	64,009	4,289	68,298	
9 旅 費	94,029		94,029	94,029		94,029	44,512		44,512	
費用弁償	1,483		1,483	1,483		1,483	1,359		1,359	
普通旅費	87,691		87,691	87,691		87,691	42,562		42,562	
特別旅費	4,855		4,855	4,855		4,855	591		591	
10 交 際 費	350		350	350		350	350		350	
11 需 用 費	786,623		786,623	786,623		786,623	376,765		376,765	
12 役 務 費	363,286		363,286	363,286		363,286	62,781		62,781	
13 委 託 料	685,682		685,682	685,682		685,682	462,057		462,057	
14 使用料及び賃借料	588,204		588,204	588,204		588,204	327,158		327,158	
15 工 事 請 負 費	2,005,144	23,094	2,028,238	2,005,144	23,094	2,028,238	1,232,951	23,094	1,256,045	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費	7,560		7,560	7,560		7,560	7,560		7,560	
18 備 品 購 入 費	159,981		159,981	159,981		159,981	20,041		20,041	
19 負担金、補助及び交付金	38,832		38,832	38,832		38,832	25,382		25,382	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	44		44	44		44	44		44	
23 償還金、利子及び割引料	15		15	15		15				
24 投資及び出資金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費	7,467		7,467	7,467		7,467	7,467		7,467	
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	17,168,758	27,383	17,196,141	17,168,758	27,383	17,196,141	14,952,716	27,383	14,980,099	
財 源 内 訳	国庫支出金	401,626		401,626	401,626		401,626	59,743		59,743
	地方債	1,159,000	20,000	1,179,000	1,159,000	20,000	1,179,000	926,000	20,000	946,000
	その他	888,014		888,014	888,014		888,014	830,664		830,664
	一般財源	14,720,118	7,383	14,727,501	14,720,118	7,383	14,727,501	13,136,309	7,383	13,143,692

(単位：千円)

款 項 目							警察本部合計			
	2目 警察本部費			3目 警察施設費			補正前	補正額	補正後	
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後				
1 報 酬	125,004		125,004				175,456		175,456	
2 給 料	5,333,394		5,333,394				5,333,394		5,333,394	
3 職員手当等	4,892,541		4,892,541				4,892,541		4,892,541	
4 共 済 費	1,903,912		1,903,912				1,911,053		1,911,053	
5 災害補償費	10,923		10,923				10,923		10,923	
6 恩給及び退職年金							29,305		29,305	
7 貸 金										
8 報 償 費	62,512	4,289	66,801				78,869	4,289	83,158	
9 旅 費	42,826		42,826				94,029		94,029	
費用弁償	336		336				1,483		1,483	
普通旅費	42,160		42,160				87,691		87,691	
特別旅費	330		330				4,855		4,855	
10 交 際 費	300		300				350		350	
11 需 用 費	233,729		233,729	46,765		46,765	786,623		786,623	
12 役 務 費	54,175		54,175	4,144		4,144	363,286		363,286	
13 委 託 料	74,677		74,677	226,896		226,896	685,682		685,682	
14 使用料及び賃借料	208,231		208,231	70,737		70,737	588,204		588,204	
15 工事請負費				1,232,951	23,094	1,256,045	2,005,144	23,094	2,028,238	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費				7,560		7,560	7,560		7,560	
18 備品購入費	8,467		8,467	8,640		8,640	159,981		159,981	
19 負担金、補助及び交付金	24,034		24,034	1,235		1,235	38,832		38,832	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	44		44				44		44	
23 償還金、利子及び割引料							15		15	
24 投資及び出資金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費	7,165		7,165				7,467		7,467	
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	12,981,934	4,289	12,986,223	1,598,928	23,094	1,622,022	17,168,758	27,383	17,196,141	
財 源 内 訳	国庫支出金	5,245		5,245	54,498		54,498	401,626		401,626
	地方債				926,000	20,000	946,000	1,159,000	20,000	1,179,000
	その他	413,761		413,761	81,680		81,680	888,014		888,014
	一般財源	12,562,928	4,289	12,567,217	536,750	3,094	539,844	14,720,118	7,383	14,727,501



## 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

## 追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源			一般財源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成27年度 安全運転管理者講習委託	11,306		0	平成28年度から 平成29年度まで	11,306				11,306	0
平成27年度 高齢者講習等通知業務委 託	8,458		0	平成28年度から 平成29年度まで	8,458				8,458	0
平成27年度 自動車保管場所証明事務 委託	71,470		0	平成28年度から 平成29年度まで	71,470				71,470	0
平成27年度 警察本部庁舎消防設備保 守委託	14,295		0	平成28年度から 平成32年度まで	14,295					14,295
平成27年度 警察本部庁舎受水槽等清 掃業務委託	9,370		0	平成28年度から 平成32年度まで	9,370					9,370
平成27年度 警察本部庁舎冷温水発生 機保守委託	5,170		0	平成28年度から 平成32年度まで	5,170					5,170
平成27年度 警察本部庁舎昇降機設備 保守委託	14,865		0	平成28年度から 平成32年度まで	14,865					14,865
平成27年度 警察本部庁舎自動制御装 置保守委託	21,765		0	平成28年度から 平成32年度まで	21,765					21,765
平成27年度 警察本部庁舎自家発電設 備保守委託	8,160		0	平成28年度から 平成32年度まで	8,160					8,160
平成27年度 警察本部庁舎UPSシステム 保守委託	6,170		0	平成28年度から 平成32年度まで	6,170					6,170

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

## 追 加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成27年度 警察本部庁舎保守管理業 務委託	34,236		0	平成28年度から 平成30年度まで	34,236				34,236
平成27年度 鳥取警察署環境衛生保守 管理委託	5,595		0	平成28年度から 平成32年度まで	5,595				5,595
平成27年度 米子警察署環境衛生保守 管理委託	4,310		0	平成28年度から 平成32年度まで	4,310				4,310
平成27年度 鳥取警察署昇降機設備保 守管理委託	8,525		0	平成28年度から 平成32年度まで	8,525				8,525
平成27年度 米子警察署昇降機設備保 守管理委託	4,530		0	平成28年度から 平成32年度まで	4,530				4,530
平成27年度 自動車運転免許試験場昇 降機設備保守管理委託	4,265		0	平成28年度から 平成32年度まで	4,265				4,265
平成27年度 西部運転免許センター昇降 機設備保守管理委託	4,105		0	平成28年度から 平成32年度まで	4,105				4,105
平成27年度 運転免許証更新通知業務 委託	15,228		0	平成28年度から 平成29年度まで	15,228			15,228	0
平成27年度 簿記検定取得等教養業務 委託	1,250		0	平成28年度	1,250	625			625
平成27年度 放置車両確認事務委託	14,696		0	平成28年度から 平成29年度まで	14,696			14,696	0

繰越明許費に関する調書

追加

款	項	目	事業名	予算額 千円	翌年度繰越額 千円	備考
9	警察費	1 警察管理費	警察財産管理費	245,301	23,094	運用開始予定時期が平成28年7月であり、工期を平成28年3月から6月の間に予定しているため。
		3 警察施設費				
計				245,301	23,094	

条 例 名 等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、特定遊興飲食店営業(深夜において客に遊興をさせ、かつ、酒類を提供して飲食をさせる営業)を営むときは公安委員会の許可が必要とされたこと等に伴い、当該許可を受けることができる地域を定める等、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 特定遊興飲食店営業の規制 ア 許可をする地域は、鳥取市弥生町周辺及び米子市朝日町周辺(風俗営業者が午前1時まで営業することができる地域と同じ。)とする。 イ 午前5時から午前6時までの営業は、禁止する。 ウ その他の規制については、風俗営業者と同様とする。</p> <p>(2) 風俗環境保全協議会の設置 (1)のアに掲げる地域に、警察署長、風俗営業者、特定遊興飲食店営業者その他の関係者により構成される風俗環境保全協議会を置く。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日とする。</p> <p>&lt;参考&gt; 風俗営業者が午前1時まで営業することができる地域 ○ 鳥取市：弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一丁目、栄町及び瓦町の区域のうち商業地域 ○ 米子市：角盤町二丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町の区域のうち国道9号、県道米子港線、市道角盤町三丁目1号線、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によって囲まれた区域</p>

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(風俗営業の営業時間の特例)</p> <p>第4条 <u>風俗営業者（法第2条第1項第4号の営業のうちぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）第8条に規定する営業を営む者を除く。）は、次の各号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時から午前1時までその営業を営むことができる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域の習俗等からみて特別の事情のある日として公安委員会規則で定める日 当該公安委員会規則で定める地域</p> <p>2. <u>接待飲食等営業、法第2条第1項第4号の営業のうちまあじやん屋及び同項第5号の営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる地域内に限り、午前零時から午前1時までその営業を営むことができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(風俗営業の営業時間の特例)</p> <p>第4条 <u>法第13条第1項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該事情のある地域として条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域の習俗等からみて特別の事情のある日として公安委員会規則で定める日 当該公安委員会規則で定める地域並びに接待飲食等営業、法第2条第1項第7号のまあじやん屋及び同項第8号の営業につき第3項各号に掲げる地域</p> <p>2. <u>法第13条第1項の条例で定める時は、午前1時とする。</u></p> <p>3. <u>法第13条第1項の午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、接待飲食等営業、法第2条第1項第7号のまあじやん屋及び同項第8号の営業につき次に掲げる地域とする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>(風俗営業の営業時間の制限)</p> <p>第4条の2 <u>法第2条第1項第4号の営業のうちぱちんこ屋その他政令第8条に規定する営業を営む風俗営業者は、法第13条第1項本文の規定によるほか、午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前の時間においては、その営業を営んではならない。</u></p> <p>(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制)</p>	<p>(風俗営業の営業時間の制限)</p> <p>第4条の2 <u>法第2条第1項第7号の営業（ぱちんこ屋及び回胴式遊技機、アレンジボール遊技機又はじやん球遊技機を設置して客に遊技をさせる営業で、当該遊技の結果に応じ賞品を提供して営むものに限る。）を営む風俗営業者は、法第13条第1項の規定によるほか、鳥取県の区域において、日出時から午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前0時（当該翌日につき、前条第1項各号に掲げる日に該当する場合には、当該各号に定める地域については、午前1時）までの時間においては、その営業を営んではならない。</u></p> <p>(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制)</p>

第5条 法第15条（法第31条の23及び第32条第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとおりとする。

地域	数値		
	午前8時から 午後6時前	午後6時から 午後10時前	午後10時から 翌日の午前8 時前
略			

2 法第15条（法第31条の23及び第32条第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

（風俗営業者の行為の制限）

第6条 略

2 法第2条第1項第4号の営業のうちぱちんこ屋その他政令第15条に規定する営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）・（2） 略

（3） 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせること。

（4）・（5） 略

3 法第2条第1項第4号の営業のうちまあじやん屋を営む風俗営業者は、第1項の規定によるほか、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせること。

（2） 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業すること。

（3） 客の遊技に参加すること。

4 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、第1項の規定によるほか、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせること。

（2） 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業すること。

（ゲームセンター等への年少者の立入りの制限）

第5条 法第15条（法第32条第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとおりとする。

地域	数値		
	午前8時から 日没時まで	日没時から午 後10時まで	午後10時から 翌日の午前8 時まで
略			

2 法第15条（法第32条第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

（風俗営業者の行為の制限）

第6条 略

2 法第2条第1項第7号の営業（ぱちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第11条に規定する営業に限る。）を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）・（2） 略

（3） 営業所でと博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせること。

（4）・（5） 略

3 法第2条第1項第7号のまあじやん屋を営む風俗営業者は、第1項の規定によるほか、客の遊技に参加してはならない。

4 第2項第3号及び第4号の規定は、法第2条第1項第7号のまあじやん屋又は同項第8号の営業を営む風俗営業者について準用する。

（ゲームセンター等に年少者を立ち入らせてはならな

第7条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、法第22条第1項第5号の規定によるほか、午後6時から午後10時前の時間においては、16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。

(性風俗関連特殊営業の広告制限地域)

第12条 略

(特定遊興飲食店営業の規制)

第13条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、第4条第2項に掲げる地域とする。ただし、次に掲げる区域を除く。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「児童福祉施設」という。)のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設から50メートル以内の区域

(2) 医療法第1条の5第1項に規定する病院(以下「病院」という。)から60メートル以内の区域

(3) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの(以下「診療所」という。)から50メートル以内の区域

2 特定遊興飲食店営業者は、午前5時から午前6時までの時間においては、その営業を営んではならない。

3 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 営業所でみだらな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせること。

(2) 営業所(旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む営業の施設であるものを除く。)又はその付帯施設で客を就寝させ、又は宿泊させること。

(3) 客の求めない飲食物を提供すること。

(4) 営業中において、営業所の出入口に施錠をすること。

(5) 営業所又はその付帯施設で店舗型性風俗特殊営業を営むこと。

(6) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせること。

(7) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営

いこととなる時等)

第7条 法第22条第5号の条例で定める年齢は、16歳とし、同号の規定により当該年齢に満たない者について日没時を定める。

(性風俗関連特殊営業の広告制限地域)

第12条 略

業すること。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第14条 酒類提供飲食店営業は、第3条第1項第1号に掲げる地域においては、午前零時から午前6時までの時間にこれを営んではならない。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第15条 法第38条の4第1項の特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域は、第4条第2項に掲げる地域とする。

別表第1 (第3条関係)

法第2条第1項第1号から第4号までの営業	略
法第2条第1項第5号の営業	略

備考

1・2 略

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第13条 酒類提供飲食店営業は、第3条第1項第1号に掲げる地域においては、午前零時から日出時までの時間にこれを営んではならない。

別表第1 (第3条関係)

法第2条第1項第1号から第7号までの営業	略
法第2条第1項第8号の営業	略

備考

1・2 略

3 この表において「児童福祉施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

4 この表において「病院」とは、医療法第1条の5第1項に規定する病院をいい、「診療所」とは、同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものをいう。

#### 附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)の施行の日から施行する。



条 例 名 等	鳥取県警察手数料条例の一部改正について																						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、特定遊興飲食店営業を営むときは公安委員会の許可が必要とされたことに伴い、当該許可の事務について新たに手数料を徴収する。</p> <p>2 概要                      (1) 特定遊興飲食店営業について次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業許可</td> <td>                             ア 3月以内の期限を限って営む営業に係るもの                                  1件につき14,000円                              イ その他の営業に係るもの                                  1件につき24,000円                         </td> </tr> <tr> <td>許可証の再交付</td> <td>1件につき1,100円</td> </tr> <tr> <td>営業の相続に係る承認</td> <td>1件につき8,600円</td> </tr> <tr> <td>営業者たる法人の合併に係る承認</td> <td>1件につき11,000円</td> </tr> <tr> <td>営業者たる法人の分割に係る承認</td> <td>1件につき11,000円</td> </tr> <tr> <td>営業所の構造又は設備の変更の承認</td> <td>1件につき9,900円</td> </tr> <tr> <td>許可証の書換え</td> <td>1件につき1,400円</td> </tr> <tr> <td>特例特定遊興飲食店営業者の認定</td> <td>1件につき13,000円</td> </tr> <tr> <td>認定証の再交付</td> <td>1件につき1,100円</td> </tr> <tr> <td>管理者講習の実施</td> <td>1時間につき650円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) その他所要の改正を行う。                      (3) 施行期日は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日とする。</p>	区 分	金 額	営業許可	ア 3月以内の期限を限って営む営業に係るもの 1件につき14,000円 イ その他の営業に係るもの 1件につき24,000円	許可証の再交付	1件につき1,100円	営業の相続に係る承認	1件につき8,600円	営業者たる法人の合併に係る承認	1件につき11,000円	営業者たる法人の分割に係る承認	1件につき11,000円	営業所の構造又は設備の変更の承認	1件につき9,900円	許可証の書換え	1件につき1,400円	特例特定遊興飲食店営業者の認定	1件につき13,000円	認定証の再交付	1件につき1,100円	管理者講習の実施	1時間につき650円
区 分	金 額																						
営業許可	ア 3月以内の期限を限って営む営業に係るもの 1件につき14,000円 イ その他の営業に係るもの 1件につき24,000円																						
許可証の再交付	1件につき1,100円																						
営業の相続に係る承認	1件につき8,600円																						
営業者たる法人の合併に係る承認	1件につき11,000円																						
営業者たる法人の分割に係る承認	1件につき11,000円																						
営業所の構造又は設備の変更の承認	1件につき9,900円																						
許可証の書換え	1件につき1,400円																						
特例特定遊興飲食店営業者の認定	1件につき13,000円																						
認定証の再交付	1件につき1,100円																						
管理者講習の実施	1時間につき650円																						

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から8,600円を減じた額）</p> <p>ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）<u>第8条</u>に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）に係るもの（営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がない場合に限る。）</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>(10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に同一の型式に属する複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の遊技機の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から、1に掲げる遊技機にあつては2,200円を、2に掲げる遊技機にあつては4,300円を、3に掲げる遊技機にあつては8,000円を減じた額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) ぱちんこ遊技機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 入賞を容易にするための装置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1・2 略	略	3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機		(1) ぱちんこ遊技機		ア 入賞を容易にするための装置		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から8,600円を減じた額）</p> <p>ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）<u>第7条</u>に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）に係るもの（営業所に設置する遊技機に風営適正化法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がない場合に限る。）</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>(10) 風営適正化法第20条第2項の規定に基づく遊技機の認定 次の表の左欄に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（同時に同一の型式に属する複数の遊技機について認定を受けようとする場合の2台目以後の遊技機の認定については、それぞれ同表の右欄に定める額から、1に掲げる遊技機にあつては2,200円を、2に掲げる遊技機にあつては4,300円を、3に掲げる遊技機にあつては8,000円を減じた額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) ぱちんこ遊技機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 入賞を容易にするための装置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1・2 略	略	3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機		(1) ぱちんこ遊技機		ア 入賞を容易にするための装置	
区分	金額																				
1・2 略	略																				
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機																					
(1) ぱちんこ遊技機																					
ア 入賞を容易にするための装置																					
区分	金額																				
1・2 略	略																				
3 1又は2に掲げる遊技機以外の遊技機																					
(1) ぱちんこ遊技機																					
ア 入賞を容易にするための装置																					

であって風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第14条の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）  
(ア)・(イ) 略  
イ・ウ 略  
(2)～(5) 略

であって風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2の表1の項の国家公安委員会規則で定めるもの（以下「特定装置」という。）が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）  
(ア)・(イ) 略  
イ・ウ 略  
(2)～(5) 略

(11)～(15の4) 略

(11)～(15の4) 略

(15の5) 風営適正化法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から8,000円を減じた額）

ア 3月以内の期間を限って営む営業に係るもの  
1件につき14,000円

イ その他の営業に係るもの 1件につき24,000円

(15の6) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第4条第3項の規定が適用される営業所に係る風営適正化法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可 前号に定める額に6,800円を加算した額

(15の7) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第5条第4項の規定に基づく許可証の再交付 1件につき1,100円

(15の8) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続の承認 1件につき8,600円（同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,800円）

<p>(15の9) <u>風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の2第1項の規定に基づく法人の合併の承認</u> 1件につき11,000円(同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,300円)</p>	
<p>(15の10) <u>風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の3第1項の規定に基づく法人の分割の承認</u> 1件につき11,000円(同時に複数の特定遊興飲食店営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,300円)</p>	
<p>(15の11) <u>風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認</u> 1件につき9,900円</p>	
<p>(15の12) <u>風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第9条第4項の規定に基づく許可証の書換え</u> 1件につき1,400円</p>	
<p>(15の13) <u>風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定</u> 1件につき13,000円(同時に複数の特例特定遊興飲食店営業について認定を受けようとする場合の2件目以後の認定については、10,000円)</p>	
<p>(15の14) <u>風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第10条の2第5項の規定に基づく認定証の再交付</u> 1件につき1,100円</p>	
<p>(15の15) <u>風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第24条第6項の規定に基づく管理者講習の実施</u> 1時間につき650円</p>	
<p>(16)～(70) 略</p>	<p>(16)～(70) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条第1項第1号及び第10号の改正規定は、同法の施行の日から施行する。

条 例 名 等	議会の委任による専決処分の報告について (3) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正につ て (平成27年10月28日専決)
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、地方自治法（昭 和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成27年10月28日専決 処分をしたので、これを本議会に報告するものである。 2 概要 (1) 景品買い行為の禁止について定めた規定中、引用する風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律の条項及び用語を改める。 (2) 施行期日は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法 律の施行日とする。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年鳥取県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(景品買い行為の禁止) 第6条 何人も、 <u>遊技場営業</u> （風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する営業をいう。以下同じ。）の営業所又はその付近において、 <u>遊技場営業を営む者が客に賞品として交付した物品を転売し、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき又は客につきまとして、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。</u>	(景品買い行為の禁止) 第6条 何人も、 <u>遊技場</u> （風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号に規定する営業をいう。以下同じ。）の営業所又はその付近において、 <u>遊技場の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売し、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき又は遊技客につきまとして、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。</u>

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行の日から施行する。

条 例 名 等	議会の委任による専決処分の報告について (4) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正について (平成27年10月28日専決)
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 電気事業法の一部改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成27年10月28日専決処分をしたので、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 拡声機による暴騒音の禁止規定の適用除外となる拡声機の使用を定めた規定中、引用する電気事業法の条項を改める。 (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号</u>に規定する電気事業、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用</p> <p>(4)～(9) 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号</u>に規定する電気事業、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用</p> <p>(4)～(9) 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成27年11月4日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年11月4日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 和解の相手方                  甲 鳥取市秋里1031番地2                  公益財団法人鳥取市環境事業公社 理事長 谷口正幸                  乙 鳥取市 個人                  (2) 和解の要旨                  県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金3,425,047円を甲に支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金266,746円を乙に支払うものとする。                  (3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成27年7月6日 午後1時57分頃                  イ 事故発生場所                  鳥取市富安二丁目地内                  ウ 事故の状況                  鳥取県鳥取警察署兼警察本部警備部警備第二課所属の職員が、交通用務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、外側車線から対向車線へ転回しようとした際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の小型特種自動車（バキュームカー）に衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;                  ・損害賠償額3,425,047円                  うち、保険支払額1,000,000円、県費支出額2,425,047円                  人身被害損害賠償額266,746円                  うち、自賠償保険支払額266,746円、県費支出額0円                  ・県側車両損害額199,767円                  うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額199,767円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成27年11月4日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年11月4日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  岡山市 個人  (2) 和解の要旨  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金466,500円を支払うものとする。  (3) 事故の概要  ア 事故発生日  平成27年7月16日 午後9時42分頃  イ 事故発生場所  米子市錦町三丁目地内  ウ 事故の状況  鳥取県警察本部捜査第一課兼米子警察署所属の職員が、捜査用務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、左後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;  ・損害賠償額466,500円  うち、保険支払額436,500円、県費支出額30,000円（免責額3万円）  ・県側車両損害額0円（修理不要）  うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額0円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成27年11月4日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年11月4日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  神戸市 個人  (2) 和解の要旨  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金250,000円を支払うものとする。  (3) 事故の概要  ア 事故発生日  平成27年7月20日 午後0時32分頃  イ 事故発生場所  鳥取市新地内  ウ 事故の状況  鳥取県鳥取警察署兼警察本部警備部警備第二課所属の職員が、交通用務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、駐車場内で後退した際、右後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;  ・損害賠償額250,000円  うち、保険支払額220,000円、県費支出額30,000円（免責額3万円）  ・県側車両損害額0円（修理不要）  うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額0円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成27年11月5日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成27年11月5日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>甲 東伯郡琴浦町 個人</p> <p>乙 倉吉市越殿町1409番地</p> <p>全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部 損害サービス部倉吉自動車損害調査サービスセンター センター長 尾崎 成洋</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を6割とし、県は、損害賠償金50,000円を甲に、83,261円を乙に、それぞれ支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成27年1月17日 午前5時5分頃</p> <p>イ 事故発生場所 東伯郡琴浦町大字八幡地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>和解の相手方甲が、一般県道下市赤碕停車場線を軽乗用自動車で行中、腐食により倒れていた道路照明灯に衝突し、同車両が破損したものである。</p> <p>また、同車両が衝突したはずみで、同道路照明灯が、警戒のため停車していた普通特種自動車（パトカー）に衝突し、当該普通特種自動車破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県側車両（パトカー）損害額611,120円</li> <li>うち、相手側からの賠償額244,448円</li> </ul>

長期継続契約の締結状況について

警察本部

番号	契約所屬名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	警察本部 会計課	物品 保守	ノートパソコン プリンター	131台 64台	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社J E C C	1,316,976	平成28年1月1日 ～平成28年12月31日	鳥取県警察本部 総務課 他25所屬

